

柴田町定員適正化計画（第5次）

平成22年3月31日 策定

1 はじめに

地方行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあり、各地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月）や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月）の趣旨に沿って、平成18年から平成22年までの5年間の数値目標を「柴田町定員適正化計画（第4次）」に掲げ、適正な定員管理に取り組んできた。

「柴田町定員適正化計画（第4次）」における5年間の純減目標は、▲27人（▲8.0%）で、平成22年4月は、▲42人（▲12.4%）となる見込みである。これは、多様な行政需要に対応しつつ、事務事業の見直しや民間委託の推進、財政再建プランによる職員退職勧奨制度による早期退職等により、一層効率的な行政運営に向けて努力してきた結果、削減数が計画を大きく上回る削減結果を達成することができた。

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の趣旨に沿って、平成18年から平成22年までの5年間の数値目標（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うとともに、定数純減を2010年度まで継続することとされ、現在、各地方公共団体において、定員純減に取り組んでいるところである。2011年度以降は、地方公共団体に対して特段の要請はなされていないが、都道府県、市町村ともに半数以上の団体が、2011年度以降も引き続き、職員削減計画の策定を予定している。

「柴田町定員適正化計画（第4次）」の削減数が計画を大きく上回る削減結果となったことは評価を得るところであるが、今後、より厳しい行財政運営が見通されるため、急激な職員削減による住民サービスの低下を引き起こさないよう業務委託や人材の育成に努め、第4次の計画年を1年前倒し、新たに「第5次柴田町定員適正化計画」を策定、さらに、職員数の削減を図るとともに、効率的な行政運営に努めるものとする。

2 基本的な考え方

（1）計画策定の経緯と主旨

第1次の「昭和60年～平成元年」は、退職者と新採職員の調整を図り、職員全体で10人削減した。

第2次の「平成7年～平成11年」は、ゴールドプランによる保健師、歯科衛生士及びコミュニティセンター設置による増員があったが、内部事務事業の見直しにより3人削減した。

第3次の「平成13年～平成17年」は、地方分権の進展、情報公開制度の創設や市町村合併の推進など、地方公務員を取り巻く環境が変化してきていることから一部で増員があったが、国体の終了による減員、小・中学校の常勤の職員配置を一部廃止、事業部門の職員を減員するなど、計画数16人を9人上回る25人の職員を削減することができた。

第4次の、「平成18年～平成22年（1年前倒しで平成21年）」は、多様な行政需要に対応しつつ、事務事業の見直しや民間委託の推進、財政再建プランによる職

員退職勧奨制度による早期退職等により、一層効率的な行政運営に向けて努力してきた結果、計画を15人上回る42人の職員を削減することができた。

しかし、今後はより厳しい行財政運営が続くと見通されることから、さらに、行政運営の見直しを進め、平成26年度を目標とする「第5次定員適正化計画」を策定し、職員数の削減に努める。また、今後、団塊の世代の大量退職による補充についても配慮し、将来の職員の年齢構成是正にも努めるものとする。

(2) 計画期間

平成22年(2010年)4月1日から平成26年(2014年)4月1日まで(5年間)

(3) 定員適正化の方針

① 職員適正化の考え方

住民サービスと職員の関わりについて、事務量と適正規模に留意し、職員数の逡減を図りつつ、望ましい職員構成に努めるものとする。

ア 事務の統廃合による効率化、アウトソーシングの推進、指定管理者制度の活用や地域協働の推進など民間活力の活用等による削減を積極的に推進する。

イ 全国的な少子化傾向により保育所・児童館等の園児数が減少しているが、長時間保育、乳児保育の希望が増加傾向にあるため、幼稚園等の委託や公設民営化の導入、非常勤・臨時保育士等の活用にも努め削減を積極的に推進する。

ウ 車両センターや車庫業務等の単純労務職員については、民間委託や臨時・非常勤職員により対応し削減を図るものとする。

② 勧奨退職制度の活用

平成元年に作成した勧奨退職制度を堅持し、職員の周知に努め、制度の活用を一層推進する。

③ 非常勤・臨時職員の活用

常勤職員の配置まで必要とされない業務、緊急または臨時的な業務については、積極的に非常勤職員または臨時職員の活用を図る。

3 第5次定員適正化計画(平成22年4月1日～平成26年4月1日)

今回の計画の内容は、平成21年4月1日現在の300人(教育長を含む)を基準とし、今後5年間で13人(全体の4.0%)を削減することに取り組むものとする。

(1) 年次別計画(目標職員数)

(単位:人)

部 門	区 分	22年度 (22.4.1)	23年度 (23.4.1)	24年度 (24.4.1)	25年度 (25.4.1)	26年度 (26.4.1)	計
一 般 行 政	増 減	△ 2	0	0	△ 3	△ 5	△ 10
	職員数	218	218	218	215	210	210
特別行政 (教育長含む)	増 減	2	0	0	0	0	2
	職員数	46	46	46	46	46	46
公営企業会計等 (派遣職員含む)	増 減	△ 3	△ 3	0	0	1	△ 5
	職員数	33	30	30	30	30	30
計	増 減	△ 3	△ 3	0	△ 3	△ 4	△ 13
	職員数	297	294	294	291	287	287

(2) 職種別計画

(単位：人)

区 分	22年度 (22.4.1)	23年度 (23.4.1)	24年度 (24.4.1)	25年度 (25.4.1)	26年度 (26.4.1)
一般行政職	200	198	198	198	196
保健・栄養士等職	15	16	16	16	16
保育士等職	57	57	57	57	57
技能労務職	25	23	23	20	18
計	297	294	294	291	287

(3) 年次別退職見込者及び採用予定者数

(単位：人)

区 分		21年度 (22.3.31)	22年度 (23.3.31)	23年度 (24.3.31)	24年度 (25.3.31)	25年度 (26.3.31)	計
退職 見込者数	前年度中	9	11	4	11	14	49
		行政職③ 技師② 保育士① 保健師② 栄養士①	行政職⑦ 技師① 保育士① 単労職②	行政職③ 保育士①	行政職⑤ 技師③ 保育士② 単労職①	行政職⑩ 技師① 保育士① 単労職②	
	累計	9	20	24	35	49	
区 分		22年度 (22.4.1)	23年度 (23.4.1)	24年度 (24.4.1)	25年度 (25.4.1)	26年度 (26.4.1)	計
採用 予定者数	本年度中	6	8	4	8	10	36
		行政職② 保育士② 保健師① 栄養士①	行政職⑤ (うち障害 者雇用①) 技師① 保育士① 保健師①	行政職③ 保育士①	行政職⑤ 技師① 保育士②	行政職⑧ 技師① 保育士①	
	累計	6	14	18	26	36	
増減数		△ 3	△ 3	0	△ 3	△ 4	△ 13

4 計画の推進

この計画の推進にあたっては、毎年度、定期的に進捗状況を公表するとともに、行財政改革などによる変更があった場合には、逐次、計画の見直しを行うものとする。